

第 112 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立太閤の湯殿館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和5年2月13日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立太閤の湯殿館

2 指定管理者

神戸市中央区御幸通6丁目1番12

一般財団法人神戸観光局

代表理事 尾山 基

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

理 由

神戸市立太閤の湯殿館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。